

第57回 北九州市都市計画審議会

(審議概要)

(1) 会議の日時・場所 平成26年 1月20日(月) 14:00～
ホテルクラウンパレス小倉 2階

(2)出席した委員および臨時委員の氏名

	氏名	役職	出欠
1	赤川 貴雄	北九州市立大学国際環境工学部建築デザイン学科 准教授	○
2	池田 サエ子	北九州商工会議所女性会 副会長	○
3	伊藤 解子	北九州市立大学都市政策研究所 教授	○
4	伊藤 直子	西南女学院大学保健福祉学部 教授	○
5	乙間 末廣	北九州市立大学国際環境工学部環境生命工学科 教授	○
6	籠田 淳子	福岡県建築士会北九州支部 レディース部会長	×
7	齋藤 貞之	九州国際大学経済学部 特任教授	○
8	寺町 賢一	九州工業大学工学部建設社会工学科 准教授	○
9	中村 雄美子	NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee 代表	○
10	原田 美紀	はらだ法律事務所 弁護士	○
11	久野 善隆	北九州市西部農業委員会 会長	○
12	福山 節子	福岡県不動産鑑定士協会北九州支部 不動産鑑定士	×
13	横山 麻季子	北九州市立大学法学部 准教授	○
14	三原 征彦	北九州市議会議員 議長(自由民主党)	○
15	桂 茂実	北九州市議会議員 副議長(公明党)	○
16	香月 耕治	北九州市議会議員 自由民主党	○
17	松井 克演	北九州市議会議員 ハートフル北九州	○
18	山本 眞智子	北九州市議会議員 公明党	○
19	石田 康高	北九州市議会議員 日本共産党	○
20	吉村 文雄	福岡県警察本部 交通部長	代
21	大庭 卓朗	北九州市自治会総連合会 副会長	○
22	松村 佐和子	北九州市女性団体連絡会議 会長	○

※ ○は出席、×が欠席、代は代理出席を表す。

(3)議事要旨

別紙のとおり

議題

付議事項

- (1) 議題第261号 北九州都市計画特別用途地区
スポーツ・レクリエーション地区の決定について 浅生地区【戸畑区】
- (2) 議題第262号 北九州都市計画地区計画の変更について
浅野地区【小倉北区】
- (3) 議題第263号 北九州都市計画地区計画の変更について
舞ヶ丘地区【小倉南区】
- (4) 議題第264号 北九州都市計画地区計画の決定について
藤田二丁目地区【八幡西区】
- (5) 議題第265号 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【門司区】
- (6) 議題第266号 建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する
建築物の敷地の位置について【門司区】

報告事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の
一部改正に伴う北九州市地区計画の修正について

第 57 回北九州市都市計画審議会 議事要旨
(主な質問・意見と回答)

議題第 261 号 北九州都市計画特別用途地区

スポーツ・レクリエーション地区の決定 (浅生地区)

○質問

1. 縦覧時の情報について、建築規制を緩めるといふ都市計画案に加え、具体的な施設についての情報を提供したのか確認したい。
2. 多目的グラウンドの夜間利用も想定されるが、西側に隣接する第一種住居地域の住民が認識した上で縦覧したのか気になるので、何か反応があったか伺いたい。
3. 多目的グラウンドは、現在の野球場としての利用は想定していないという理解でよいのか。

●回答

1. 縦覧の際には、施設のパス図等を添えているが、D街区の整備構想については、平成 22 年度より地元関係団体、周辺の住民に対する説明会、アンケート調査等を行い、平成 24 年度からはパス等の全体概要及び施設の中身について地元説明会を重ねてきている。
さらに平成 25 年度には、本事業に対するパブリックコメントの募集、既存建物の解体など、地元に対しては長期間説明を行っている。
このような長期間の手続きによってコンセンサスを得ていると判断している。
2. 夜間の利用に関しては、現在ある浅生球場の照明灯が夜も明るくて困るという苦情を頂いている。多目的グラウンドにはジョギングコース等も整備するため、大きな照明灯ではなく、安全に運動できる程度の照明灯を設置すると説明しており、それについて皆様にご了解いただいているという状況である。
3. 現在の野球場は、牧山にある都島展望公園に移設する計画であり、現在建設中である。
そのため、多目的のグラウンドでは、簡単な子供のソフトボールくらいまでの利用を考えおり、基本的には野球等については行わないと皆様にお話をしている。

議題第 262 号 北九州都市計画地区計画の変更について (浅野地区)

○質問

4. ゲームセンター等の面積要件について、素案では「延べ床面積の 3 分の 1」だったものが「3,000 m²以下」に変わっているのが、この案ではあまり床面積が広くない建物ができた場合、建物全部がカラオケもしくはゲームセンターになる可能性もあると思われるが、どのように考えているか。

●回答

4. この地区内には大きな施設が建ち並んでおり、当面は壊して建て替える可能性は非常に低いと考えている。そのような状況の下、施設の 3 分の 1 の面積となると、かなり大きい面積を許容することになる。
また、建築審査課と協議を行った結果、建築基準法の確認申請等で、建屋の 3 分の 1 という表記では審査が非常にしづらいとの意見があり、具体的な数字とした。
3,000 m²の根拠については、漫画ミュージアムが入っている「あるある City」、において、ワ

ンフロアが 2,500 m²前後であり、将来的にはワンフロアをそういうもので使う可能性を否定しないことなど、現状に照らし合わせ、3,000 m²を提案したものの。

議題第 263 号 北九州都市計画地区計画の変更について（舞ヶ丘地区）

○質問・意見 なし

議題第 264 号 北九州都市計画地区計画の決定について（藤田二丁目地区）

○質問・意見 なし

議題第 265 号 建築基準法第 51 条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地位置について（門司区）

○質問

5. 議題第 265 号の案件においてどれが今回増設される破砕機なのか。

●回答

5. 新設される遮音壁の右側にある破砕機が今回増設されるものである。

○質問

6. 遮音壁を既存の破砕機の横に設置するのはなぜか。

●回答

6. 増設する破砕機よりも高速で回転する既存の破砕機のほうが大きな音がするため、既存の破砕機の横に遮音壁を設置する。

敷地の境界線で音を実測しても基準値以内であるが、今回は夜間も運転するため、近隣の住民に対する配慮として申請者が設置するものである。

議題第 266 号 建築基準法第 51 条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地位置について（門司区）

○質問・意見 なし